

羽村市公式キャラクター「はむりん」の出演に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、羽村市公式キャラクター「はむりん」(以下「はむりん」という。)の出演に関して必要な事項を定め、もって羽村市(以下「市」という。)に賑わいと活力を創出し、市民の郷土愛を育む一助とすることを目的とする。

(出演の申請)

第2条 はむりんの出演を依頼する者は羽村市公式キャラクターはむりんの出演承認申請書(様式第1号)に、次の各号の資料を添えて羽村市長(以下「市長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 出演を希望する事業の概要が記載された書類
- (2) 申請者の概要がわかる書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 市主催の事業に出演するとき。
- (2) 市内の学校等の教育の目的で出演するとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

3 羽村市暴力団排除条例(平成24年条例第11号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する暴力団等は、はむりんの出演を依頼することができない。

(出演の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、出演を承認するときは、羽村市公式キャラクターはむりんの出演承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、はむりんの出演を承認しないものとする。

- (1) 市又ははむりんの品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市が目指すまちづくりに支障が生じるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。

- (6) お祝い等の個人的なイベントであると認められるとき。
 - (7) 着ぐるみの汚損又は破損のおそれがあると認められるとき。
 - (8) その他市長が不相当と認めるとき。
- 3 市長は、第1項の規定により出演を承認する場合において、申請者に必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、第2項の規定により出演を承認しないときは、羽村市公式キャラクターはむりんの出演不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（出演にあたっての協力）

第4条 前条第1項により、出演の承認を受けた者（以下「出演依頼者」という。）は、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) はむりん出演にあたっての安全確保に関する事。
- (2) はむりん及び随行者の控室の確保に関する事。
- (3) 駐車場（ワゴン車1台）の確保に関する事。
- (4) 市からの依頼に沿った補助員（最低1人）の確保に関する事。

（荒天時の取扱い）

第5条 出演日の天候に雨天等の荒天が予想される場合、市は出演の承認を受けた者と協議のうえ、イベント等への出演を中止することができる。

（出演料）

第6条 はむりんの出演料は、無料とする。ただし、宿泊費や交通費等の旅費に係る実費については、申請時に市と申請者で協議のうえ、出演の承認を受けた者に負担させることができる。

（損害賠償）

第7条 出演依頼者の責により、着ぐるみを汚損し、または損傷した場合は、出演依頼者の負担によりクリーニング、修理その他必要な処置を講じ、現状に復さなければならぬ。また、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（公表）

第8条 市長は、はむりんの出演承認状況等及び出演結果等を広く公表し、はむりんの活動を周知するものとする。

（庶務）

第9条 この基準に関する庶務は、シティプロモーションに関する事務を所管する課

において処理する。

(委任)

第10条 この基準に定めのない事項については、市長と申請者の双方が協議のうえ、決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。